

— 第16回「寺の旅」 —

越後4箇道場【慈光寺】・【耕雲寺】参拝と瀬波温泉の旅

2019年

10月6日(日) ~ 7日(月) 【1泊2日 30名 募集】

旅費 38,000円

お申し込みは 龍雲寺まで

利用バス : 浜通り交通

日 程

【1日目】 10/6(日)

7:00発 (参拝)
龍雲寺 = いわき中央IC = (休憩2回) = 安田IC = 慈光寺(越後4箇道場) =



慈光寺

(昼食) (観光) (観光) 17:00頃
= 五十嵐邸ガーデン = 市島酒造株式会社 = 「きっかわ」吉川家 = 瀬波温泉
150余年を経た豪農屋敷で 200年以上にわたり新潟の 1,000匹の吊り下がった 〔宿泊〕夕映えの宿 汐美荘
日本庭園を眺めながら、 伝統的製法を守り続けている 鮭と町屋を見学
会席料理が楽しめるレストラン 老舗の酒蔵

【2日目】 10/7(月)

8:45発 (お買物) (参拝) (昼食)
瀬波温泉 = 岩船港鮮魚センター = 耕雲寺(越後4箇道場) = 普濟寺(精進料理) =

岩船港直送の鮮魚をはじめ、
村上ならではの味が並びます



耕雲寺

= 荒川胎内IC = (休憩2回) = いわき中央IC = 龍雲寺
17:10頃

※当日の交通状況により行程を変更する場合があります。(約90分おきに休憩あり)

※ 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、説明にご不審な点があればご遠慮なく取扱管理者にお訊ね下さい。

旅行 企画	洞菊山 龍雲寺
	〒970-1145 いわき市好間町北好間字上野107 TEL0246-36-2753

受注 企画	福島県知事登録旅行業3-130 総合旅行業務取扱管理者 松川勇治
	(株)福島ビーエス観光 〒963-8001 郡山市大町2-5-14 TEL(024)923-6098 FAX(024)939-0630

● 人数が確定後、出発時間・場所を明記した最終日程表をお届け致します。

<切り取り線>

第16回「寺の旅」参加申込書

(ふりがな)

【氏名】

【年齢】

歳

〔 男 女 〕

(ふりがな)

【氏名】

【年齢】

歳

〔 男 女 〕

〒
【住所】

【電話】

受注型企画旅行取引条件説明書面

(抜 粋)

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

この旅行は洞窟山龍雲寺様が企画し、株式会社福島ビーエス観光(以下当社)が手配実施する受注型企画旅行です。

■受注型企画旅行契約

受注型企画旅行契約(以下単に「契約」といいます。)とは当社が、旅行者の依頼により、旅行に関する企画を作成し旅行者が当該旅行に関する企画に従った旅行サービスの提供とを受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。

■契約の申込み、契約の成立時期

- 1、契約を申し込もうとする旅行者は、所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 2、契約は、当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理したときに成立します。
- 3、前号の申込金は、旅行代金、取消料その他旅行者が当社に支払う金銭の一部として取り扱います。

■旅行代金とその支払時期と旅行代金の変更

- 1、旅行代金の額は当パンフレットに明示します。旅行代金は旅行出発の前の当パンフレットに記載した期日までにお支払い下さい。
- 2、利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が当パンフレットに記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金から改定された場合は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は、旅行出発の前日から起算してさかのぼって15日より前に通知するものとし、この場合は旅行者は旅行開始前に取消料を支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- 3、当社は前号の場合及び旅行内容が変更された場合を除き旅行代金を変更することはありません。

■契約内容の変更

- 1、旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- 2、旅行者から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただきます。

■契約の解除

旅行者が契約を解除する場合は下記の取消料を申し受けます。

解除の時期	申し受ける取消料金の内容
旅行出発日の21日前まで	取消料はいただきません
旅行開始日の20日前より8日前まで	旅行代金の20%
旅行開始日の7日前より2日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日の開始前	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■団体・グループ企画手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約については、以下により取り扱いするものとします。

- 1、当社は、旅行者が定めた契約責任者が構成員の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該旅行契約に関する取引などを契約責任者との間で行います。
- 2、当社は、直接申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の申込みを受けることがあります。この場合、受注型企画旅行契約の成立の時期は契約責任者に表記申込金を納入したときとします。
- 3、当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来を負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4、当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

■当社の責任及び免責

- 1、当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りります。
- 2、次のような場合は、原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難など。

■特別補償

当社は、特別補償規定に基づき、受注型企画旅行参加中に旅行者の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。なお、携帯品の損害については補償の対象にはなっておりません。

■約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。